

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分)

令和8年1月31日現在

■令和8年1月1日～令和8年1月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月21日	金融商品取引法における無登録業者に対する法執行の強化を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	<ol style="list-style-type: none"> 証券取引等監視委員会による犯則調査の対象となる犯則事件として、金融商品取引業の無登録営業等の罪に係る事件を追加すべきである。 無登録業者による金融商品取引契約は、原則として無効とすべきである。 金融商品取引法制の実効性を確保し、これを無視して営業する無登録営業を防止するため、現状の罰則を見直すべきである。
1月21日	「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」を踏まえ、消費者法制度を抜本的に整備・拡充するための具体的な検討を行うこと等を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	<p>消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書は、現在の消費者法制度の諸課題を改善するため、基本理念そのものを見直して制度の整備・拡充を図ろうとするものであり、その方向性は基本的に賛同できる。その上で、消費者庁に設置された「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」及び「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」並びに今後設置される予定の「デジタル取引・特定商取引法等検討会」(以下これらの検討会及びプロジェクトチームを総称して「検討会等」という。)における検討に際して留意すべき事項について提言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 消費者庁は、検討会等において、消費者法制度のパラダイムシフトを進めるという観点、すなわち、消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差を是正するという従来の考え方に加え、消費者ならば誰もが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎に置いてその基本理念を刷新し、既存の枠組みにとらわれることなく抜本的かつ網羅的に消費者法制度を再編・拡充するという観点から、従来の消費者法制度に関する積み残しの課題への取組にとどまらず、報告書で示された今後の消費者法制度の土台となる考え方に則して消費者法制度を抜本的に整備・拡充するための具体的な検討を行うべきである。 前項の消費者法制度の整備・拡充の具体的な検討は、報告書の内容を踏まえつつ、次の点に留意して行うべきである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者法制度における法の目的規定に「消費者の脆弱性」への対策を明記するとともに、目的規定に対応する事業者の努力義務規定・配慮責任規定を法律に明記すること。 (2) デジタル取引に関する法整備を先送りせず、デジタルプラットフォーム提供事業者の役割と法的責任について明確に方向性を示すこと。 (3) 民事ルール・行政規制・刑事規制の各種規律の要件及び効果の重複の有無にとらわれず、これらの規制を複層的に拡充すること。 (4) 具体的規範の整備に加えて、具体的規範の隙間を埋める受皿規定としての抽象的規範を整備すること。 (5) 業種・業態を問わず分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備すること。 (6) 民事ルールだけでなく、行政規制・刑事規制の規律の対象・射程についても、「消費者取引の全過程(契約締結・履行・継続・終了)・契約内容」とすること。 (7) ソフトローについては、策定等の手続と内容に客観的公正性を確保するとともに、ソフトローが未整備の場合や違反行為がなされた場合には、法的効果を伴うハードローの適用を含め実効性を担保する措置を講ずること。 (8) 法規範に従う意思がない悪質事業者への対応として、刑事罰を強化するとともに、違法収益の吐き出し、被害救済のための保全の強化等の方策も検討すること。 (9) つけ込み型不当勧誘として問題とされてきた被害救済のため、消費者の脆弱性の実態に着目した実効性のある規律を創設すること。
1月29日	金融商品取引法における無登録業者に対する罰則の強化を求める意見書	東京投資被害弁護士研究会 代表幹事 塚田裕二 事務局長弁護士 白石裕美子	<ol style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第197条の2第10号の4が定める金融商品取引業の無登録営業(同法29条)に対する罰則について強化すべきである。 具体的には、金融商品取引業の無登録営業(同法29条)にかかる罰則を金融商品取引法第197条第1項の対象とし、「10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金、又はこれを併科」とすべきである。また、さらに一定の構成要件に該当する場合は「10年以下の拘禁刑及び3000万円以下の罰金」に処するなど、加重処罰類型を定めることを検討すべきである(同条第2項参照)。

<その他:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月5日	【参考送付】HPVワクチンの男性への定期接種化に反対する意見書	薬害オンブズパースン会議 事務局長 水口真寿美	<p>女子へのHPVワクチンの積極的接種勧奨を再開した後に多数の被害者が再度生じているにもかかわらず、エビデンスの存在しない女性への間接効果等を根拠としてHPVワクチンの男性への定期接種化を検討することに、下記理由より強く反対する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 積極的接種勧奨再開後の新規被害者の急増 2. 新規患者の症状の深刻さ 3. 定期接種化の必要性が極めて乏しいこと 4. 費用対効果が認められないこと 5. 男性接種による女性への間接効果にエビデンスが存在しないこと 6. 承認外の効能・効果を考慮することは薬機法違反であること 7. 「社会の立場」「動的モデル」「ジェンダーニュートラル」などをことさらに考慮して費用対効果を検討しようとするものの不当性 8. 予防接種推進専門協議会による要望書の問題点 9. 男性への定期接種化は政府の推進するEBPMIに反すること
1月9日	【参考送付】宅配便運送業の標準約款の改正に関する意見書	埼玉弁護士会 会長 宗像英明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 置き配に関する提言 国土交通省が宅配便運送事業に関する標準宅配便運送約款の見直しを検討し、在宅・不在を問わず、「置き配」を標準的サービスとする可能性等を検討しているとの報道を踏まえ、 ・「置き配」を標準約款に組み込むことに反対する。 ・仮に「置き配」を標準約款に組み込む場合には以下の点を明確に規定すべきである。 (ア)「置き配」について、受取人本人による同意の取得を厳格に行うこと。 (イ)配達完了の立証責任が配達業者側にあること。 (ウ)受取人の受領確認があるまでは原則として運送業者が事故等の危険を負担すること等、事故等が発生した場合の損害賠償義務の所在。 (エ)置き配が対象外及び禁止となる場所。 (オ)対面受領の選択肢が常時維持されること及び対面受領の場合の手数料等の追加料金は相当かつ合理的な限度で定められるべきこと。 2. 代引き業務に関する提言 標準宅配便運送約款に、代引き配達時の情報提供義務及び、代引き取引に関するトラブル発生時の代金の納入先等の相手方情報の開示手続きを含む救済手続きを明記すべきである。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から43件の意見等が寄せられました(内訳:取引・契約関係:3件 その他:40件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。